

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和8年5月25日 第192号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民生部国保年金課
〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1
TEL 35-2111 番代
内線2348～2350・2353・2358・2359

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！

収 納 課 35-2111
(内線 2275～2278)

リストラにあった方(非自発的失業者)の国民健康保険税等が軽減されます!!

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業し、雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した人）及び特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）となった国民健康保険加入者の場合、令和3年度以降の国民健康保険税等の負担が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

対象者は？

給与の支払いを受けていたが、令和2年3月31日以降、一定の理由により離職し、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」となった65歳未満（離職時点）の国民健康保険加入者

★雇用保険受給資格者証の第1面「12. 離職理由」欄に記載されている離職理由コードが下記の場合に限り対象となります。

- ①「特定受給資格者」に対応する離職理由コード
- 11…解雇
 - 12…天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
 - 21…雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
 - 22…雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
 - 31…事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
 - 32…事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

- ②「特定理由離職者」に対応する離職理由コード
- 23…期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
 - 33…正当な理由のある自己都合退職
 - 34…正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

雇用保険受給資格者証の見本

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支 給 番 号		2. 氏 名				
3. 被 保 険 者 番 号	4. 性 別	5. 離職時年齢	6. 生 年 月 日	7. 求 職 番 号		
8. 住 所 又 は 居 所						
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)						

10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数	
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)		

令和2年3月31日(020331)以降の日付が該当

この欄の離職理由コードにより判定します

軽減の対象とならない場合は？

- ①離職年月日の翌日の年齢が65歳以上である方
- ②雇用保険に加入していない場合や雇用保険の手続きを行っていない方
- ③「特例受給資格者証」をお持ちの方
(特例受給資格者証：季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方に交付される証)
〈判別方法〉雇用保険受給資格者証の右上に「特」
- ④「高年齢受給資格者証」をお持ちの方
(高年齢受給資格者証：65歳到達日以後に離職された方に交付される証)
〈判別方法〉雇用保険受給資格者証の右上に「高」

国民健康保険税の軽減は？

国民健康保険税の所得割の算定基礎となる課税所得のうち、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

また、軽減判定基準日の4月1日に国民健康保険に加入している世帯は、法定軽減(7割、5割、2割)判定の際、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして軽減判定します。

高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額の所得区分判定の軽減は？

「上位所得」、「一般」の世帯種別に区分される高額療養費等の自己負担限度額の所得区分についても、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして所得判定を行うことにより、所得区分が変更され軽減される場合もあります。

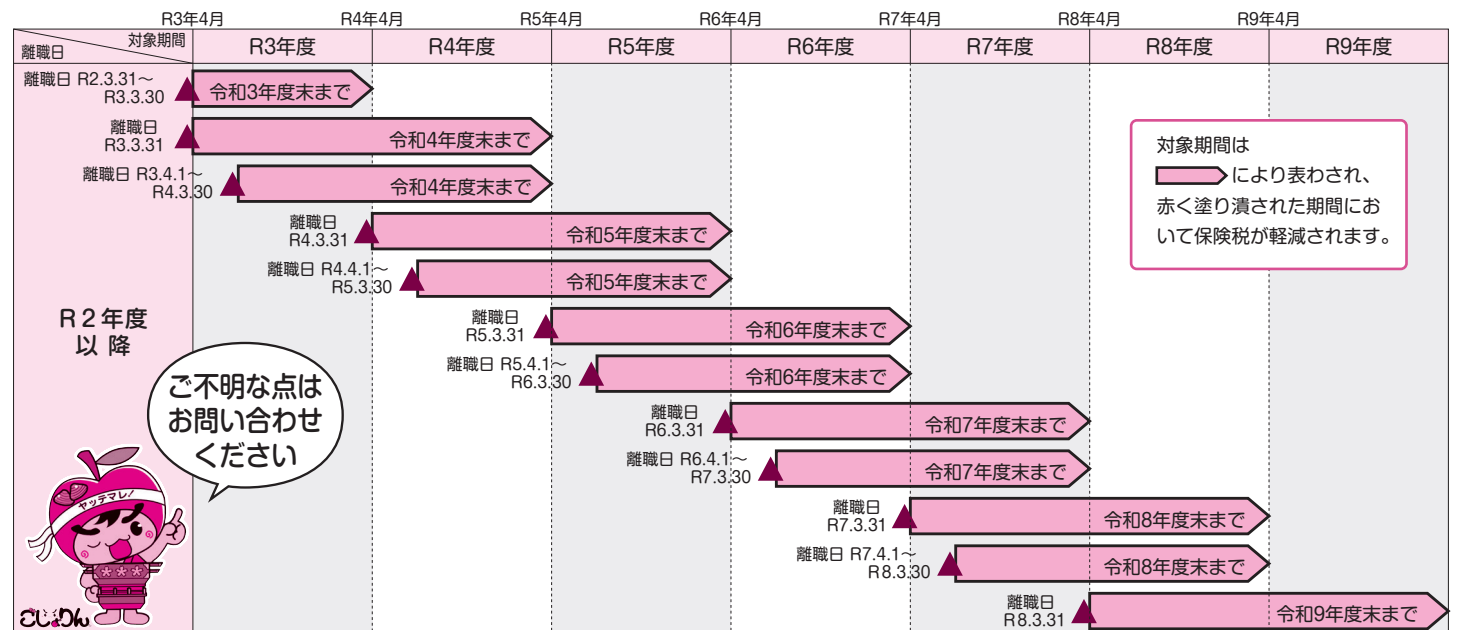
国民健康保険税の軽減期間は？

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

◆国民健康保険税の軽減対象期間



問い合わせ

●国保年金課 35-2111 (内線2349)

① 申請に必要なもの ①

- ・資格確認書または資格情報のお知らせ
 - ・マイナンバーがわかるもの
 - ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- ※オンライン失業認定で手続きされた方は、アプリで電子的に交付される雇用保険受給資格者証を印刷の上、持参してください。
- ※紛失・滅失した場合、ハローワークで再交付してもらう必要があります。
- ※傷病手当の給付などにより雇用保険受給資格者証の交付が延長となった場合、雇用保険受給資格者証等の交付後に申請することで、遡及して軽減対象期間の保険税を減額します。
- ※雇用保険受給資格者証等の交付については、お近くのハローワークへご確認ください。

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
子ども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
 給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。



子ども・子育て
世帯を応援！

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円、を支給します。
※令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※令和7年度から実施

子ども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。子ども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
※令和8年度より全国実施

もっと知りたい！

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

- A** 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

- A** 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」



お問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター 0120-303-272
(受付時間 平日9時から18時)

もっと知りたい！

子ども・子育て支援金制度 Q&A

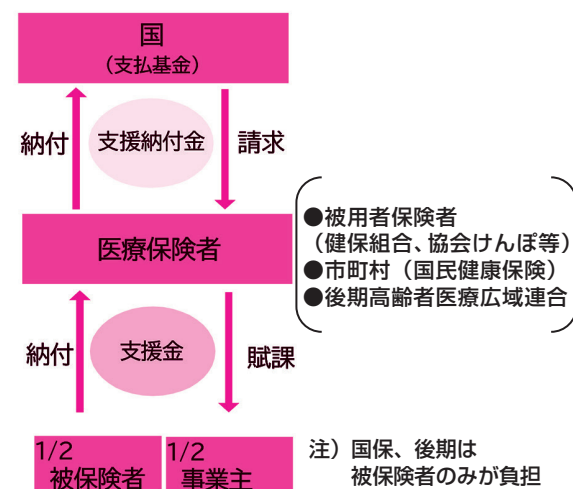
Q 支援金により負担が増えるの？

- A** 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

- A** 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

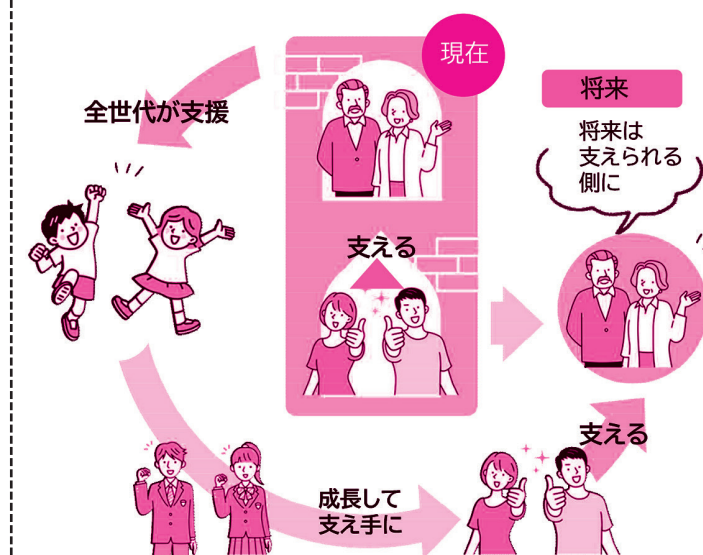
支援金の徴収の流れ



こどもまんなか
こども家庭庁

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

- A** 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



産前産後期間相当分(4ヶ月分) 国民健康保険税が免除されます！

対象となる方

出産予定の国民健康保険被保険者
※出産とは、妊娠85日以降に出産した人の出産（死産・流産・人工妊娠中絶含む）をいいます。

対象期間

出産予定日（出産日）の前月から4ヶ月間
※多胎妊娠の場合、出産予定日（出産日）の前月から6ヶ月間

減免額

出産される方の対象期間分の所得割・均等割

申請受付期間

出産予定日の6ヶ月前から申請できます。

必要書類

- ・国民健康保険税減免申請書（産前・産後）
- ・母子健康手帳などの出産予定日が分かるもの（出産前に申請する場合のみ）
- ・マイナンバー（個人番号）が確認できるもの



問い合わせ：●民生部 国保年金課 電話35-2111(内線2349)